

難病指定医に関するQ&A（和歌山県）

	Q	A
1	指定医の要件で、「診断又は治療に五年以上従事した経験を有する医師」とあるが、研修医の期間も含めてよいか。	5年以上の経験には、研修医期間を含めます。
2	歯科医師は指定医になることができるのか。	歯科医師は指定医になることはできません。 現在指定されている指定難病の中には、歯科医師が主体となって診断及び治療を行うことが必要とされる疾病は含まれていないとするためです。
3	勤務先の医療機関が変更になった場合の提出書類は。	○指定医指定内容変更届（様式3） を提出してください なお、主たる勤務先の医療機関が県外に変更となった場合、上記の指定医指定内容変更届を和歌山県に提出後、変更後の医療機関が所在する都道府県又は政令市に新規申請してください。変更届受理後、和歌山県の台帳からは削除させていただきます。
4	協力難病指定医である者が難病指定医になる場合の手続きは。	現在の指定医資格を辞退し、新たに新規申請が必要です。 ①指定医指定辞退申出書（様式5） ②指定医指定申請書（様式1） ③指定医指定通知書（原本） を提出してください。
5	主たる勤務地以外で診断書（臨床調査個人票）を書く場合、主たる勤務地以外の都道府県にも指定医の申請をする必要があるのか。	指定医の申請は、主たる勤務地の都道府県又は政令市に行います。

6	<p>難病指定医（協力難病指定医）の申請時に主たる勤務先として届け出た医療機関以外（非常勤として勤務等）では、臨床調査個人票を作成できないのか。</p>	<p>主たる勤務先として届け出ている医療機関以外（県外含む）でも、臨床調査個人票の作成は可能です。</p>
7	<p>専門医資格を持つ医師が協力難病指定医の申請をしようとする場合の手続きは。</p>	<p>専門医資格を持つ医師は、協力難病指定医でなく難病指定医の申請をしてください。 専門医資格を持つ医師であっても、協力難病指定医の申請をする場合は、和歌山県が実施する協力難病指定医向けオンライン研修を受講し、研修を修了したことを証明する書類の写しを提出していただく必要があります。</p>
8	<p>指定医の要件である5年以上の実務経験とは、外国の医師免許による外国での実務経験も含んでよいか。</p>	<p>外国の医師免許を取得していたとしても、日本の医師免許を取得していない期間については、実務期間として含むことはできません。</p>